

岩手県告示第847号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営門崎地区（坂田工区）土地改良事業（一関市）に係る換地処分をした。

平成25年11月22日

岩手県知事 達 増 拓 也